

予算及び決算

1 予算

(1) 予算

- ・予算は、普通地方公共団体が一般会計年度に行う事務事業等のために必要とする経費と、その財源としての収入の内訳を算定した財政の計画です。
- ・一般会計年度における一切の収入及び支出は、全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならない（地方自治法第 210 条）こととされており、これを「総計予算主義の原則」といいます。

(2) 予算の調整と議会の議決

- ・「予算」は、普通地方公共団体の長（知事又は市町村長）が、地方自治法施行規則に定められた様式によって文書（予算書）として作成し、「予算に関する説明書」とともに、年度開始前に議会に提出します（地方自治法第 211 条、同施行令第 144 条、第 147 条及び同施行規則第 14 条～第 15 条の 5）。
- ・予算を決定することは、普通地方公共団体の議会の権限である（地方自治法第 96 条）ことから、議会の議決によって予算が成立します。

(3) 予算の内容

予算は、次に掲げる事項に関して定める（地方自治法第 215 条）ことになっていますが、これらの事項のうち、その普通地方公共団体が必要とする事項を定めることとなります。

ア 歳入歳出予算（地方自治法第 216 条、第 217 条、同施行令第 147 条）

イ 継続費（地方自治法第 212 条、同施行令第 145 条）

ウ 繰越明許費（地方自治法第 213 条、同施行令第 146 条）

エ 債務負担行為（地方自治法第 214 条）

オ 地方債（地方自治法第 230 条）

カ 一時借入金（地方自治法第 235 条の 3）

キ 歳出予算の各項の経費の金額の流用（地方自治法第 220 条第 2 項）

(4) 予算の公表

議会において予算が議決（成立）されたときは、議長から普通地方公共団体の長に予算が送付されますが、これを受けた長は、その要領（概要）を住民に公表しなければなりません（地方自治法第 219 条）。

(5) 歳入予算と歳出予算の違い

予算は、普通地方公共団体の一般会計年度における財政の計画ですが、歳入予算と歳出予算では、その性格を異にしています。

ア 歳入予算

- ・歳出の財源となる収入の予定であり、見込みであって実際の執行（収入を受け入れること）に当たっては、予算に拘束されません。
- ・普通地方公共団体の収入は、法令等の定め又は契約等に基づいて発生する具体的な収入すべき事実に基づいて受け入れることとなります。

- ・予算に計上されていない収入であっても、収入すべき事例が発生した場合は受け入れなければならないが、予算に計上されていても、収入すべき事例が発生しない限り受け入れることはできません。

イ 歳出予算

- ・事務事業を行うために必要とする経費の予定であり、見込みですが、実際の執行（支出の原因となる行為を行うこと）に当たっては、予算に拘束されます。
- ・普通地方公共団体の支出の原因となる行為（工事の発注、物品の購入、補助金の交付決定等＝支出負担行為）をする場合は、予算に定められていること及び予算に定められた金額の範囲内であることを要します（地方自治法第 232 条の 3）。

2 決算

(1) 決算

- ・決算とは、一会計年度における「歳入歳出予算」の執行結果の実績です。
- ・決算は、予算の内容（歳入歳出予算ほか 6 項目）のうち、「歳入歳出予算」について行います。（地方自治法施行令第 166 条）。
- ・歳入歳出予算以外の「継続費、繰越明許費、債務負担行為」に基づき執行した内容や、「地方債」の借入れの内容等は、全て歳入歳出予算を通して収入又は支出として整理されることから、歳入歳出予算以外の予算については決算の必要がありません。

(2) 決算の調製

決算は、会計管理者が、地方自治法施行規則で定められた様式によって文書（決算書）として作成し、「証書類その他政令で定める書類」とともに、翌年度の 8 月 31 日までに長（知事又は市町村長）に提出します（地方自治法第 233 条、同施行令第 166 条、同施行規則第 16 条及び第 16 条の 2）。

(3) 監査委員による審査

- ・普通地方公共団体の長は、会計管理者から提出された決算について、監査委員の審査に付さなければなりません（地方自治法第 233 条）。
- ・監査委員は、決算を審査し、審査結果についての意見を長に提出します（地方自治法第 233 条）。

(4) 議会による認定

- ・普通地方公共団体の長は、決算を、監査委員の意見及び「主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類」とともに、議会の認定に付さなければなりません（地方自治法第 233 条、同施行令第 166 条）。
- ・決算を認定することは、普通地方公共団体の議会の権限です（地方自治法第 96 条）。

(5) 決算としての効力

- ・決算は、地方自治法に定める様式により提出し、これを監査委員の審査に付して、その審査意見とともに議会の認定に付すことによって、地方自治法上の決算として効力を有します。
- ・議会は、決算を認定することも、認定しないこともできますが、議会の決定は決算の効力には影響はありません。

(6) 決算の公表

- ・普通地方公共団体の長は、議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければなりません（地方自治法第 233 条）。